地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) 第 234 条第 2 項、地方自治法施行令 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月2日

横浜市契約事務受任者 教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要 本牧小学校校舎用給水管漏水修繕
- 2 履行場所 横浜市中区本牧和田5番1号 横浜市立本牧小学校
- 3 契約日 令和4年8月10日
- 4 履行日 令和4年8月10日
- 5 契約金額 886,600円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市西区久保町4番12号 三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 本牧小学校において校舎用の給水管に漏水が確認された。水道が止まることによる衛生面や キッズの子どもたちの教育活動への影響を考え、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由 横浜市の有資格者名簿から、長期休暇中でも迅速に対応ができ、過去同等の修繕実績のあ る優良な業者を選定した。
- 9 所管課 横浜市立本牧小学校